

松江市告示第 204 号

松江市建設工事請負契約書の書式（平成 23 年松江市告示第 73 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
建設工事請負契約書	建設工事請負契約書
1～3 略	1～3 略
<u>4 工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯</u> <u>施工条件書の定めのとおり</u>	
<u>5・6</u> 略	<u>4・5</u> 略
<u>7 建設発生土の搬出先等</u> <u>「建設発生土の利用又は搬出に関する特記仕様書」の定めのとおり</u>	
<u>8</u> 略	<u>6</u> 略
松江市建設工事請負契約約款 (契約の保証)	松江市建設工事請負契約約款 (契約の保証)
第 4 条 略	第 4 条 略
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
<u>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定</u>	

め、発注者が認めた措置を講じることができ
る。この場合において、受注者は、当該
保険証券を寄託したものとみなす。

3 第 1 項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第 6 項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

4~6 略

(不可抗力による損害)

第 30 条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2・3 略

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等 _____
_____であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第 5 項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3~5 略

(不可抗力による損害)

第 30 条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具 _____
_____に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2・3 略

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る _____ 額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第 6 項において「損

害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 略

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるものは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(前金払及び中間前金払)

第35条 略

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、請負代金額が500万円以上の場合において、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間

害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 略

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」 _____
_____として

同項を適用する。

(前金払及び中間前金払)

第35条 略

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、請負代金額が500万円以上の場合において、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間

前払金(地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)附則第 3 条第 3 項各号に掲げる要件を満たす工事について、第 1 項の前払金に追加して支払う前払金をいう。以下同じ。)に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。

5 略

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4(中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6)を乗じて得られる額から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項、第 8 項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第 37 条までにおいて同じ。)の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、第 3 項の規定を準用する。

7・8 略

9 第 7 項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に

前払金(地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)附則第 3 条第 3 項各号に掲げる要件を満たす工事について、第 1 項の前払金に追加して支払う前払金をいう。以下同じ。)に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 略

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4(中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6)を乗じて得られる額から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。この条第 6 項、第 7 項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第 37 条までにおいて同じ。)の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。

6・7 略

8 第 6 項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に

通知する。

10 発注者は、受注者が**第7項**の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日において適用される松江市建設工事に関する契約規則（平成17年松江市規則第59号）第36条第2項に規定する割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条**第6項**の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 略

3 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 略

（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から**令和6年3月3**

通知する。

9 発注者は、受注者が**第6項**の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日において適用される松江市建設工事に関する契約規則（平成17年松江市規則第59号）第36条第2項に規定する割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条**第5項**の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 略

3 略

3 略

（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から**令和5年3月3**

1日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和6年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工場の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工場の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(債務負担に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第41条 略

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

3 略

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。

(発注者の催告によらない解除権)

第46条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(10) 略

(11) 受注者(受注者が共同企業体である

1日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和5年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工場の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工場の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(債務負担に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第41条 略

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

3 略

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(発注者の催告によらない解除権)

第46条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(10) 略

(11) 受注者(受注者が共同企業体である

ときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は_____
__常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどして
いると認められるとき。

ウ 略

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ～キ 略

ときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者_____を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは
は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者_____をいう。以下この号において同じ。)が_____暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど
した_____と認められるとき。

エ 略

オ～キ 略

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。